

佐久間象山の政治思想における儒学の論理

韓, 淑婷

九州大学大学院地球社会統合科学府地球社会統合科学専攻

<https://doi.org/10.15017/1854969>

出版情報：地球社会統合科学研究. 7, pp.21-33, 2017-09-25. 九州大学大学院地球社会統合科学府
バージョン：
権利関係：

佐久間象山の政治思想における儒学の論理

カン
韓

シユク テイ
淑 婷

1、はじめに

佐久間象山(1811～1864)の政治思想に関する研究は、主に彼におけるナショナリズムの論理をめぐって展開されている。その代表研究者として、早くから丸山真男氏¹、植手通有氏²の研究が挙げられ、その後は、本郷隆盛氏³、前田勉氏⁴、本山幸彦氏⁵らの研究が挙げられる。

これらの研究には共通点がある。一つは、氏らが象山における「徳」と「力」との関係に注目していることである⁶。

文久2年(1862)、松代藩主真田幸教の内問に答えて、象山は攘夷の策略に関して上書している⁷。この上書の中において、象山は世界の形勢を分析し、「国力」を重視することを次のように説いている。

尚書にも、「力を同じうするは徳を度り、徳を同じうするは義を量る」とも有之、古司馬法にも、「物を見て与に侔しうする、是を両之といふ」とも有之候。其国力、敵国と侔しきに至らずして、兵を構へ候ては、其徳其義いか様彼れに超過候とも、其志を得候義は決して難出来、是乃ち天下の正理・実理・明理・公理に御座候⁸

象山のこのような言説に対して、早くから丸山氏は「国力こそ国防の基礎」⁹、植手氏は「『力』が『徳』『義』より優先され」¹⁰、また本郷氏は「国力第一主義」¹¹、前田氏は「象山個人の蘭学・兵学学習は、どこまでも『外国』の『国力』に匹敵する日本の『国力』を増強するためになされるもの」¹²、本山氏は「国家の存立基盤は、道徳ではなく力だ」¹³、小池氏は「国際関係の現実には端的に力関係に左右される」¹⁴と、それぞれ指摘している。

確かに象山のこの言説を内容から見れば、攘夷という国家課題に当たって、「国力」を第一義とする緊張感が読み取れる。しかし、これまでの研究で看過されていたのは、象山が『尚書』を拠り所としてこの言説を提起している点である。無論、象山の思想主張の内実を解明す

ることは重要ではあるが、しかし彼は何に基づいて思考し、何を根拠に解決方法を提案しているかについても、注目すべきものと考えられる。

もう一つは、「力」という観念を前面に、「徳」が後退するという、象山の政治思想に関する評価である。上に引用した象山の言説に限って見れば、そうなっているかもしれない。しかし、たとえそうであっても、後退された「徳」という要素が、象山の「力」主張にどのような意味を持っているかを問わなければならない。それを問うことにより、「徳」という要素が単に後退したか否かで象山の政治思想を捉える妥当性が疑問となる。換言すれば、象山の政治思想を論じる際、その儒学の機能をどのように捉えるかという問題である。

そこで、本稿では佐久間象山の政治思想における儒学的思考に注目し、彼が政治問題を思考する際にいかに儒学から知恵を獲得し、政治主張を表明する際にいかに儒学の論理に依拠するかを検討する。このような検討を通して、象山の政治思想における儒学の機能を明らかにし、これまで見逃されてきた象山思想の実像における「非近代的」な一面を解明したい。本稿では象山の政治主張を中心に論じるため、それをもっとも反映していると考えられる彼の上書を通して見ることとする。

2、象山の軍事主張における儒学使用の手法

天保12年(1841)、松代藩主真田幸貫は老中となり、翌年海防掛となる。象山はその顧問に抜擢され、砲術師範江川坦庵に入門し、西洋式の砲術を習い始める。翌年(1842)11月、象山は海防に関する上書を藩主に提出し、アヘン戦争における清国が「頻に利を失ひ、福建・寧波等の地方既にイギリスの為に陥没」¹⁵させられ、イギリスが「唐山之騒乱方付次第、長崎・薩摩・江戸三ヶ所へ兵艦を差向け候」¹⁶というオランダ風説書の情報によって、彼は「本邦へ対しイギリス夷の野心を懐き罷在候事は、実に相違無之義」¹⁷であると、危機感を示している。

かの有名な「海防八策」¹⁸も、この上書の中に収められている。「海防八策」で述べられたように、象山は西洋

製に倣って軍艦、大砲及び大船を製造することを主張している。以後、日本海防を増強させるために、象山は西洋式軍事武器の製造、軍制改革のような軍事技術の面に限らず、情報の収集、間諜の使用といったような軍事策略の問題、また軍事問題とかわる体制の問題についても、多岐に渉って主張を表明している。

象山の軍事思想及びその変化について、これ以上論述するつもりはない。¹⁹ここで注目したいのは、これまで看過されていた象山の軍事思想における儒学提起の問題である。もっと正確に言えば、象山の軍事思想において儒学が根拠とされていた点に関してである²⁰。

(1) 海防の不備を批判するに当たって

嘉永3年(1850)4月、象山は沿岸砲台の不備を指摘し、幕府に上書しようとする際に書いた草稿²¹の冒頭部に次のような叙述がある。

謹而申上候。昔孟子の許へ魯の平侯の尋ね訪ひ被申候て、治国の大道をも被聴候はむとせられ候を、其嬖人臧倉といふもの、孟子を譏し候故に、平侯遂に其行を被止候ひき。其時孟子の被申候に、行も止も人の能くする所にあらず、吾の魯侯に遇ひ得ぬは天なり、臧氏の子の予に遇はしめざるにてはあらじとて、聊かの遺念も無之候ひしかども、魯侯の機会を失はれ候事をば、千載の今に至り候迄も、人皆惜み存候義に御座候²²

魯平侯が孟子と面会できなかったのは、天の意志であり、人力で左右できないことであり、魯平侯が機会を失ったことはやはり惜しむべきであると、象山は述べている。孟子の話はここで終わり、続きとして象山は、「頃歳以来、西洋夷賊、屢近海に隠見仕候」²³云々と話を外患の危機、沿岸防御の課題に転換した。

上書の続きの中で、象山が紙幅を費やして論じたのは、次のような内容である。

諸所の御台場に被差置候和流の石火矢筒拜見仕候に、三貫目に踰え候は見当らざる様奉存候。其上長さも一丈などは無之、大略皆短き筒に御座候へば、中りに拘はらず、高矢位にて打候はば不奉存、ねらひ候坪に中り候様打候はば、二十町の玉著無覚束奉存候。然る所、相房の間、海面尤も狭き所三里と申事に候へば、仮令賊船其広き三分の一相州の方に倚り乗通り候ても、其距離一里に御座候。左候へば、五貫目長筒を以て西洋廿四ポンドのカノン打掛候とも、常法を以ては賊船迄達し候事能はず、又法外

の高矢位を以て玉の達し候様仕候時は、多分の弾薬を費し候ても、幾発も中り申まじく、殊に船は走り動き候者に付、打中て候事益難く可有之、況や三貫目短筒にては、仮令幾百挺御座候とも、是迄の御台場の上より乗通り候夷船を打沈め候義は、万々能はざる義と奉存候²⁴

彼は「和流の石火矢筒」、「三貫目」を超えたものがなく、「長さも一丈などは無之」といったように、日本の大砲の種類・寸法から大砲の射撃能力を分析し、日本の大砲が高い射角（「高矢位」）では打てず、坪を狙って打てば、「二十町」ほどの射程もないだろうと推測している。また、砲台の位置と敵船との距離を予想し、一般的な打ち方（「常法を以ては」）では玉が敵船に届かず、特別に高い射角で打っても、多量の玉を費やしても敵船に中りようがなく、敵船が走り動くという敵側の状況をも考慮すれば、大砲「幾百挺」があっても、敵船を打ち沈めることができないと断言している。つまり、彼は敵・味方双方の実際の状況を予想し、砲台・大砲の具体的なデータを分析することによって、砲台の不備を指摘しているのである。

このような「科学的」分析は、いささかでも儒学の理屈に遠かろう。にもかかわらず、象山は孟子の話を上書の冒頭部に引用しており、さらに、上書の最後に、彼は再び孟子の話について次のように言及する。

其学問和漢の事のみにて、彼邦の説に通ぜず、其識見一辺に滞し候て、五大洲の形勢を諳んぜざる者は尚種々意見をも挟み可申候へば、此等の義をも相沮み候者、啻に臧倉が平侯に於るのみにあらずと奉存候。何分も格別の御判断を以て、下たる者に天也等の詞を出さしめざる様、御籌画の程奉祈候²⁵

ここで象山は、古い学問ばかりに固守し西洋の学問に通ぜず、且つ世界各国の情勢に詳しくない人のことを「臧倉」に比喻している。彼ら（「臧倉」のような人々）は西洋諸国の先進的な製船技術、大船の操作技術、水軍の戦術、大砲操練の技術を明らかにすること、堅固な戦艦を製造すること²⁶（「此等の義」）を阻もうとする。しかし、「当今の御時節」となって、「天下」²⁷にも関係することであるため、ただかつて「臧倉」が魯平侯において孟子を阻んで、遺憾至極の話だけで済むわけがないだろう。「下たる者」は「天」の原理に依拠して「下剋上」する恐れもあると、象山は暗示している²⁸。

つまり、象山は孟子の話を出して、「臧倉」のような役人に阻害されないようにと、幕府の注意を惹くの

である。彼は儒学經典の事例を利用して、幕府のために古の政治の教訓を論述し、よって幕府が「正確」な政策を下すようにと建言している。彼が考えている「正確」な政策は、言うまでもなく西洋の先進的に軍事技術を導入して西洋式の軍事武器を製造することである。

ただし、このような「正確」な政策の決定と実施には、「格別の御明断」ができるリーダーと、「臧倉」らに阻害されない政治環境が必要とされる。それを確保するために、象山は孟子の話を前後呼応して引用しているのであろう。

(2)「採長補短」論と間諜派遣論の典拠

まずは、象山の「採長補短」論についてである。

「本邦内の人一人も多く西洋諸蕃の短長得失を知り、其状況を詳にし候様仕度、果して其状況を詳にし、其短長得失を知り候上は、其長所と得所とを採用し、其短処失処に乗り候事も自然に出来可仕候。是則兵法に知彼知己を貴び候所以と奉存候」²⁹といったように、象山はしばしば「彼を知り己を知る」、「彼の長所で己の短所を補う」ことを説く。しかし、その理屈は象山において中国古の兵書、上古の聖人に拠ったものであることを見逃してはいけない。具体的には次のようなものである。

当今の御時節は、彼の長ずる所を集め、我短なる所を補ひ、遂に彼を制伏仕候様之御深慮之程、乍恐奉仰上候。漢土の説に拠り候へば、古昔兵器を造り初め候は、蚩尤のよしに御座候所、黄帝其干戈習用し、遂にこれを涿鹿の野に擒殺せられ候。黄帝いかに聖徳御座候共、敵の兵器を用ひ候に、空手を以ては克つべきの理なく候故に、其敵の用ふる兵器を学び、夫を以て遂に勝利を得られ候事と被存候。是則ち聖智の至す所にして、彼を用ひて彼を制せられ候事、兵法の至蹟と奉存候。去れば、今の世に至り候迄も、黄帝を以て兵家の祖と崇め候義と奉存候。当今西洋の学を盛に興し候は、則ち彼を用ふるの櫛柄にて、其字書を印行し候は、又其筌蹄と奉存候³⁰

ここでは老中阿部正弘に、「当今の御時節」となって、西洋諸国の長所で自国の短所を補うことを通して、西洋諸国を征服することが尤も心掛けるべきことで、洋学を盛んにし洋書辞書のハルマを刊行するなどのことを、象山は建言している。ただし、注意したいのは、その根拠は「漢土の説」に拠ったものという点である。中国上古聖人の黄帝が「敵の用ふる兵器を学び」、その兵器で勝利を収めた。これこそ「聖智」の作法であって、兵法の奥義でもある。日本は「尚武」の「神国」³¹であるものの、

外患の「御時節」に当り、象山は「神武之本邦」の武威や戦略から知恵を探るのではなく、中国の上古に遡って対応の仕方を求めるのである。

この中国の上古や三代に遡って対応策を探り、典拠を求めることは、象山においてしばしば見られる。「彼を知り」の主張と関連して、象山が海外にスパイを派遣することを主張する際も、やはりその建言は『周礼』を典拠としている。それについて見てみよう。

安政5年(1858)、象山は「依田源之丞の名を以て象山が幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ書」の中で、「海外に人を出し、当今世界の形勢を親しく視せしめられ候事、当今第一の急務たるべし」³²と述べている。

ただ西洋書籍から知識を獲得することに満足せず、日本人自ら西洋諸国に行って情報を詳しく探索することも必要だと象山は痛感してきたのである。しかし、当時は個人の海外渡航が禁止されていた。そのため、象山は「門人の内漢学も相応に出来、洋学にも志ざし、兵学等も可也心がけ居候者、万次郎に倣ひ、漂流と申ものにて、彼国へ渡り形勢事情委しく探索いたし罷歸り候はば、一廉の御国用に相立可申」³³と述べたように、漂流人の万次郎が幕府に任用されたことを模倣して、門人の吉田松陰に海外密航を勧めた。安政元年(1854)3月、吉田松陰は密航を企てたが、結局失敗に終わり、象山も連座して、江戸に投獄されることを経て松代藩での蟄居を命じられていたのである。

後の上書の中で、象山は次のように弁論している。

江戸御建国已来の御法なりとて、一人として外国へ被差越、形勢事情探索の義無御座候は、深く怪み奉存候義に御座候。周官の法、王化に服し候内地の諸侯の国だに、大行人の職有之歳徧存するとて、毎年その安否を問ひ、三歳徧頌するとて、三年毎にその政治の効を視、五歳徧省するとて、五年毎に其風俗の美悪を察し、又小行人をして、周く天下諸侯の国に行き、その万民の利害を探て一書となし、礼俗、政事、教治、刑禁の逆順を索して一書となし、悖違、暴乱、作慝、猶犯令者一書となし、札喪、凶荒、厄貧を一書となし、康楽、和親、安平を一書となし、毎国これを異別して王に反命し、これを以て天下の事を周知すると御座候。是古聖王の乱を未然に防ぎ、患を未萌に消するの大典と奉存候³⁴

ここで象山は紙幅を惜しまずに詳しく『周礼』³⁵の法令(「周官の法」)を挙げ、何年毎にどの官職の人を派遣して、何についてどのように情報を収集するかを漏れなく説明している。『周礼』は象山において「聖王」が「乱

を未然に防ぎ、患を未萌に消するの大典」だからである。『周礼』を理想の行政法典とし、その中に論述の根拠を求めるといふ象山の意図が読み取れる。「江戸御建国已来」、情報探索のために人を外国へ派遣しないのが「深く怪」しまれる根拠もここにある。したがって、「周官の大典等御参考の上」、「第一に間諜を用ひられず候ては叶は」³⁶と、象山は幕府に、周王朝の理想的行政法典を参考にして、スパイを派遣するという戦略を建言しているのである。

以上述べたように、象山は軍事主張を表明する際に、「神国尚武」の経験から知恵を獲得するよりは、中国上古や三代の儒学經典から論拠を探ることが多い。その時の儒学使用の手法が主に二つある。一つは、儒学經典の中の教訓を生かして、為政者の注意や警戒を喚起すること、もう一つは、儒学經典の中の理想的事例を引用して、為政者に政策の具体的モデルを提示することである。

3、象山の政治主張における儒学の知恵

軍事思想に限らず、象山の政治主張にも幅広く儒学の論拠が見られる。本章においては、外交、人材教育及び制度改革に関する象山の主張から、その儒学の機能を検討したい。

(1) 国交における『春秋』辞命の利用と米使交渉

まず挙げられるのは、象山が世界各国の形勢を中国の春秋時代になぞらえて捉えている点である。

嘉永癸丑夏六月。弥利堅使至浦賀。冬十月。魯西亜使至長崎。天下多事。(中略)方今世界万国。風氣大開。航海之利日盛月將。強国大国之使。相繼於辺。大似彼春秋列国之形勢也。(中略)春秋之世。鄭以小国拱晋楚之間。不虞荐至。(後略)³⁷

(嘉永癸丑夏六月、弥利堅使浦賀に至る。冬十月、魯西亜使長崎に至る。天下事多し。(中略)方今世界万国、風氣大いに開き、航海の利日に盛んにし月に將む。強国大国之使、辺に相繼ぐ。大いに彼の春秋列国の形勢に似るなり。(中略)春秋の世、鄭小国を以て晋楚の間に拱す。荐ばしば至るを虞れず。(後略))

西洋諸国をはじめとする「世界万国」は、航海術が開き、国力が強盛となり、嘉永6年(1856、癸丑)のアメリカ・ロシア来航以後、西洋諸国は「相繼いで」日本に来航している。その形勢はまるで「春秋列国」のようであると、象山は捉えている。さらに、小国の鄭国は、大国の晋と楚との間に挟まっていながらも、侵されることを

恐れずに国の保全を図っている。象山はここで日本の境地を鄭国に比喩して捉えていることが推測できる。

そして、鄭国が強盛の晋楚両国に侵略されずに長年に亘って独立を保ちうる秘訣が外交辞令にあると象山は次のように考えている。

春秋の際に当て、鄭の小国を以て晋・楚の間にはさまり、其兵禍を受け候事殆ど虚歳なく候ひしを、子産政を執り候に及て、辞命に非ざれば其大患を免れ候事の難きを知り、裨諶・子太叔・子羽等の名士を選用し、草創・討論・修飾の伍に充て、尚自ら是に潤色の功を加へ、諸侯賓客交通の間に施し候故に、敗事あることなく、定公・献公・襄公を合せて五十余年の久しき、兵禍を免れ、社稷人民これに依頼して保全を得候事、全く辞命を修め候功と被存候³⁸

すなわち、象山は、鄭国は晋楚の両国に挟まっていながらも、戦争に巻き込まれることがほぼない。それは宰相子産が外交辞令の重要性を認識し、交際の名士を登用し、諸侯・賓客との交渉に辞命を活用するおかげである。国家も人民も保全を得られることが、全く「辞命」(応対の言葉遣い)の効用に頼っているのである、と捉えている。

したがって、「五世界の諸蕃と御交通被為在候に就ては、御辞命に御念被為入候様仕度奉存候。御辞命よく修り候へば、他に少しく御短処御座候ても、其御補ひにも相成、又御国勢を被為張候にも、御辞命に其力多かるべく奉存候」³⁹と、象山は五大洲の世界各国と交渉するにあたる「当今」においても、「辞命」が効能を発揮することを期待し、「此節も其器に当り候者御選取、子産の意に被為倣、仮にも御敗事無御座候様有御座度奉存候」⁴⁰と言ったように、子産のような人物を選び、子産の仕方を模倣して「辞命」を国交に活用することを幕府に建言しているのである。

象山自身も「春秋内外伝の尤法戒とすべき辞命を 朝聘 盟会 宴享 争訴 師命 請求辞謝 吊唁 辨解 問対 抑制 失辞右十二門に分け、聊か愚見をも加へ、辞命準繩と題し、後輩の為にも致し度」と具体的に述べ、この考えに基づいて後世の参考となるように、安政4年(1857)「春秋辞命準繩」を編纂している。

因みに「春秋辞命準繩」とは、象山が五経の『春秋』⁴¹に基づいて戦争や会盟といった外交記事から手本や警戒となるべき外交辞令を抽出し分類と整理をした上、自分の考え方も加えながら新たに編纂したものである。『春秋』にある国々外交の知恵を準則(「準繩」)とし、そこから「当今」日本と外国との交渉の仕方が見つかることを

期待することが、象山の編纂の動機である⁴²。その背後に、象山にとって『春秋』が「名分を慎み、内外を辨じ、功罪を録し、天理を明らかにし、人心を正す」ための「経世の大典」⁴³であったことは看過できない。

このように日本と外国との外交において「辞命」を重んじる象山は、米使ハリスと日本との交渉に当たって、専ら「辞命」からその対応策を設けているのである。

彼はハリスの大演説の矛盾点（「亜使申立之次第、辞理甚致矛盾」⁴⁴）を見つけ、その矛盾点を詰問（「其矛盾之廉々、端を改めて御糾問有之」⁴⁵）することを狙っている。さらに、彼は場合によって日本から使節を派遣し、米国で米国政府の役人と直接対談し、その場で相手を詰難すること⁴⁶も考えている。

ここでもう一つ注意したいのは、象山がこのような辞命を利用した対応策に自信を持っており、「辞命」を工夫することを通して主導権を握り、交渉成功の可能性を見出そうとしていることである。「右使節のものへ被相示候はば、義理の当然誣ふべからざる事共に候へば、其詞必ず塞り可申、その詞塞り候はば、其廉を以て旧臘二日略御許諾に相成候義御申直」と、日本は米使の「詞必ず塞」ったことから時機を掴めて再交渉すれば、昨年12月2日に老中堀田が許諾した貿易開始のことでさえも、日本に有利な方向へと変わっていくと、象山は楽観的に考えていたのである⁴⁷。

象山のこの楽観的かつ自信をもった思考の心境は、ほかならぬ春秋時代鄭国の事例と『春秋』の中にある「辞命」の知恵に拠ったものであると推測できよう。

勿論、「辞命」によって相手を詰問することと同時に、その「辞命」を操る人材も必要とされる。ゆえに、象山は「かの秦の楚を伐たむと欲し候も、昭奚恤が善対の為にこれを伐たず、晋の平公の齊を伐たむと企て候も、晏平仲と師曠との為に是を止め候。是其証と奉存候」⁴⁸と説き、昭奚恤、晏平仲、師曠ら春秋時代の優れた外交使節の事例を取り上げて、「国に其人あるを示し候は、兵禍を紓ぶるの善略不過之と奉存候」⁴⁹と、交渉における外交使節の重要性も強調しているのである。

(2) 人材の養成・選抜における典範としての儒学

外交における人材の確保も重要であると説いている象山は、実際、外交に限らず、政治全般にわたって人材の登用と養成を主張している。

その主張は、次のように儒学の經典に依拠したものである。

すなわち、象山は、政治における人材の必要性について「孔子の聖訓」を典拠として「偕御政治の義は、孔子の聖訓の通り、兎にも角にも人を被為得候に無御座候ては、

不被為叶」⁵⁰と説くとともに、『中庸』に基づいて「政治は人を得るに御座候義にて、一人本才の人御座候へば、一国の政治は勃然と奮興候義に御座候。是を中庸に人道敏政と申候事に御座候」⁵¹と主張している。

さらに、象山は中国歴史上や日本近來の人物を取り上げて、人材の具体像を次のように例示している。

管仲の齊に於ける、楽毅の燕に於ける、由余の秦に於ける、諸葛亮の蜀に於ける其証に御座候。此邦にても、近代池田家にて熊沢治郎八を御用ひ、保科家にて田中三郎兵衛を御用ひ、其功績今に至るまで見るべき事御座候趣に承候。此二人の才、前の四子と比倫可仕には無御座候へ共、其人物丈の功御座候義にて、固より凡庸俗吏の能く及ぶ所に無御座候⁵²

ただし、象山は熊沢蕃山や田中正玄のような人物を日本における有用な人材としながらも、「此二人の才、前の四子と比倫可仕には無御座候」と言ったように、管仲や諸葛亮のような中国古の人物のほうが優れ、より理想的だと暗示している点には注意すべきであろう。

また、「多く其人を被為得候には、迂遠に似候へ共、御教育御座候より外無御座候」⁵³と、人材を獲得する方法について、教育に頼る以外はないと象山は考えている。それは象山において、「帝典に胄子を教ふるの法」や、「周礼成均の法」であっても、「専ら国子」の教育に関するものであり、「公卿大夫の適子・子弟は、国家と共に相始終し候者にて、これ才徳兼善に候へば、国家の治も従て善く、是に反し候へば、国家の上必ず憂慮すべきの事出で来り候」ため、「唐虞の昔より、此教を慎まれ候事と被存候」⁵⁴と捉えているからである。

つまり、象山は具体的な教育政策や教育内容⁵⁵を提起する際にも、このような中国古の理想像に立脚した上で行ったのであり、「凡国家を治め候には、必ず風俗を正し、賢才を養ふを以て本と致候事、聖人の大経に御座候」⁵⁶と書いたように、学校を開き⁵⁷人材を養成することが、そもそも「聖人の大経」にあった理屈だと、象山は依拠しているのである。

さらに、象山において、教育は治国の人材を確保するためだけではなく、同時に「聖帝明王賢主良君の学」にも関係するのである。象山において、「君」に対して学問を為すことが要求される根拠は、次のようなものである。

古々聖主賢君、其生質の美類に出で、萃に抜き候も、其徳を成就御座候は、皆其学に由られ候義に御座候。堯舜之性のまゝ也と申候だに、伝記を見候へば、

皆其師範有之候。湯武のこれを身にし候と申も、湯王は伊尹に学ばれ、武王は太公に学ばれ候事、詩礼孟子に見え候。殷の高宗は、初甘盤に学ばれ、後に伝説に学ばれ候事、尚書に見え候。齊の桓公は管仲に学ばれ、晋の文公は舅犯に学ばれ候事、孟子礼記に見え候。此四聖三賢のみならず、孔子の大聖と雖も、十五志学より毎十年に御進歩御座候て、七十に至て、心に従ひ、矩を踰えざるの妙に及ばれ候⁵⁸

要するに、古の「聖主賢君」は生れ付き人となりが優れていたとしても、「徳」を完備させるようになったのは、学問によるものであると、象山は考えている。そして、彼が考えている「聖主賢君」は、その次において例示されたように、上古・三代の聖帝や春秋の賢君のような人物である。これらの「聖主賢君」はみんな師に就き学問を求めていた。「大聖」の孔子でさえ、学問をおろそかにすることがなく、十五歳から学問を志して着実に進めていたのである。ゆえに、象山は「天下の君も、一国一城の主も、其世子たるより、学問出精御座候様其法御座候事に御座候」⁵⁹と、学問に「出精」することを「天下の君」も含めて要求することができたのである。

人材の養成のみならず、人材の選抜・登用についても、象山は三代の法令に拠って意見を述べている。

「近来未だ弱年にて、文に付き武に付き一事の修業も仕らず、吏事と申し、民務と申し、一端に通曉仕候義も無御座候ものを御引集め、御家老職被仰付候」⁶⁰ことに対して、象山は「堯舜三代の昔より、官に任じ候の大法は、農務を委しく心得候ものを后稷とし、百工の事に達し候ものを共工とし、水土の理に深きものを司空とし、万民の教道に精しき者を司徒とし、兵務に熟練候者を司馬の将帥とし、君徳を匡養し、治体に通達して才徳衆に出づる者を以て宰相と仕候事に御座候。其上にも、考績の法と申もの有之、各をして益益励精して怠慢なる事なからしめ候。如此に御座候てこそ、天下国家の政治は行届き候事に御座候」⁶¹というように批判の論拠を示している。

すなわち、農業、職工、建築、教育、兵事にそれぞれ詳しい人がそれぞれ関連の専門官職に就き、もっとも上級官職の宰相に就く人物は、君の徳を助け養い、治国の本に通達し、才能と徳行が抜群の人でなければならない。さらに各々の官吏が精を出して怠慢なく働くように、評価制度を設ける。象山において、これこそ三代の政治が行き届く前提である。同時に、それは日本の「吏事・民務に通曉」せずに家老職に就くという現状と本質的に異なることは言うまでもない。象山は三代における官吏の選抜制度を取り上げて、それを理想とすることに

よって、日本の人材登用制度の問題をほのめかして指摘しているのである。

4、象山の制度改革言説における儒学の機能

最後に、政治制度の改革に関する象山の言説における儒学の機能を検討し、その言説を支えた論理を明らかにしたい。

(1) 制度改革意見における儒学利用の実例

かつて、象山は海防に関する藩主宛の上書の中で、西洋製の戦艦を製造することについて、次のように説いている。

西洋製之戦艦御造立と申義、是迄□公儀之重き御規定も御座候へば、尤も容易ならざる義とは奉存候へども(中略)天下之為に立てさせられ候御法を、天下の為に改めさせられ候に、何の御憚か御座候べき。平常の事は平常の法に従ひ、非常の際は非常之制を用ひ候事、和漢古今之通義と奉存候(中略)さればこそ、中庸の『孝者善継人之志、善述人之事者』と申候も、事勢を弁へず時宜に達せず、ひたする旧制に拘泥仕候義には無之、時に応じ変に随ひ、所を替へば皆しかあるべき様に仕候を、誠の孝道にかなひ候とも、中庸の道にあたり候とも申候義と奉存候⁶²

すなわち、西洋製の戦艦を製造することは、大船建造禁止令を解禁しない限り、実施できない。ゆえに、象山は「天下」のために幕府の法令を改め、非常時に特別の法令を用いることは、「和漢古今」共通の道理であって「何の憚りがあるのか」と、幕府法令改正の必要性を堂々と述べているのである。

「天下」に立脚した象山は幕府の法令を相対化し、戦艦製造に正当性を主張しようとしているが、ここで注意したいのは、その次に引用されている中庸の内容である。

すなわち、「事勢を弁へ」、「時宜に達」し、「旧制に拘泥」せずに「時に応じ変に随」ってこそ、「誠の孝」と「中庸」が完成できると、象山は強調している。そして、「時に応じ変に随」うという儒学において説かれる方法は、「当今の時節」となって、同時に法令改正の際に幕府がモデルとすべき作法であると、象山はほのめかしているのである。

勿論、当時において大船建造解禁の必要性を訴える人は、少なくはない⁶³。しかし象山のように、話に正当性を付けるために儒学の経典を引用し、具体的にその変革

の論拠を『中庸』に求める人物は、さほど多くない。戦艦製造の正当性を制度改革に求め、制度改革の正当性を儒学の經典に求める、という連鎖式の思考回路は象山の特徴と言えよう。

このように、象山は制度の改革に関する意見を主張する際も、儒学の論理を拠り所とすることが多い。この事例と類似したものとして次の二例を紹介しよう。

一つは、松代藩内の官職改革についてである。

天保10年(1839)松代藩内の職奉行と郡奉行の職掌が混乱したことについて、両者の職掌を合わせて一つの役職に纏めるといふ改革の声が出た。それに対して、象山は「祖宗之御法を改め、御役名を変じ、両御役一手に結び候等の策行はれ候事、万一可有之やも難計、是而已深く恐れ候義に御座候」⁶⁴と言ったように、憂慮している。

そもそも職奉行の設置は、「在々所々に尚隠伏し盜賊、不少時に突起致し、良民を害し、或は良民の間に混り、窃に奸宄を働き候族も有之候故、土田を掌り候者の外に於て、別段職奉行を御立、人別を被成御預、急に奸盜を取退け、人民を糺さしめ、非義之地に陥れず、万民を安堵ならしめ給ふ」⁶⁵ためである。つまり、松代藩は監督や検察のために郡奉行と別途に職奉行を設けたのであり、人別帳を預けるとともに、職奉行は非常時に悪人を退けて、領内民の安全を守ることを役目としているのである。

注意したいのは、このような職奉行の設立は象山において、「風土にもよく応じ候事」⁶⁶ばかりではなく、「職奉行御郡奉行職掌御引分、両御役建被遊候祖宗之御法、全く尚書虞書之意に叶ひ、他に比類無之、義理深遠之御義」⁶⁷であり、さらに、改革せずに「是(祖宗之御法 筆者)を以て永世之御正典と被為成候御事、自然に虞書の經濟に符合仕候」⁶⁸ということである。つまり、『尚書』の「虞書」に記載されていた上古の理想的な政治作法が、「当今」の日本においても、「虞書之意に叶」うや「虞書の經濟に符合」すると象山が言ったように、それは政治を判断する際の基準となったのである。

しかし、象山は「虞書」に拠りながら改革の意見を批判するものの、彼は中国古の經典を無批判に絶対視しているわけではない。「只今之職奉行は周礼司徒之姿にて、却て人別不掌候事、周礼の法共致相違」⁶⁹といった『周礼』を典拠に職奉行の撤去を唱える人に対して、象山は実は「總て周礼に拘泥致し、却て周礼之理は不通」⁷⁰と言って批判しているのである。

もう一つは、文久2年(1862)における幕府の文久改革項目に対する象山の批判である。

「諸家様御供連殊の外御減少、御老中様方御登城に僅か三騎五騎位にて、御道具等も無御座候」⁷¹という改革

項目に対して、象山は「全く是迄御過分なる御供連を被為矯候御儀にも可有御座候へ共、中正に被為過候御儀に付、必ず又弊を生じ可申奉存候。漢の高祖天下草創に當て、悉く秦代の儀法を去り、毎事簡易に被從候所、やがて群臣酒を飲み、功を争ひ、劍を抜て宮柱を撃ち候弊を生じ候事、漢書にも詳に見え候」⁷²と、『漢書』叔孫伝を引用しながら批判している。

諸藩の大名が外出の際のお供、老中たちが登城する際の馬と槍などの身分表彰のランクが大幅に簡略化されたが、これらの改革は実は誤りを矯正し過ぎて、却って弊害が生じるのであると象山は考えている。彼は漢高祖が法令を簡易にし過ぎた教訓を例示し、「過分」な改革の危害を幕府に伝えている。

また、「御大政に被為預候御方様と雖、多くは御綿服を被為召候」という改革項目に対して、「衣服之制上下法象ありて、尊卑を標顯し候は、政治上欠くべからざる大典と奉存候。さればこそ虞書にも詳に其義を載せられ候」⁷³と、象山は「虞書」を典拠に批判している。「古先聖王衣服の制を以て尊卑上下を標顯御座候治法の大典にも叶はせられず」と象山が説いているように、中国古の聖王が実施していた法典は治国の「大典」であるため、日本もそれに則って政治を行うことは正しいと、彼は信じているのである。

(2)象山の「国力」概念における「徳」要素の位置

また本稿の最初に提起した象山における「力」と「徳」との問題に関してであるが、彼における「力」という概念の意味に注目したい。

勿論、象山が「西洋の天文、地理、水利、兵法、器械学、詳証術等」⁷⁴のような「學術」が、「開け不申候時は、彼に対抗し候国力に至りかね候」⁷⁵と説き、軍事技術に限らず、幅広く洋学を撰取することを通して国力を増強させることを主張していることは確かである。前田氏はその「国力」は「軍事力・經濟力を意味」し、また「科学技術力を内包するもの」⁷⁶だと指摘している。筆者は、この意見に賛同するものであるが、「国力」が、儒学の「徳」を支点としていたことにも留意すべきものと考えられる。

すなわち、象山は「皇国を以て外国と比較候に、(中略)御国力不被為届候」⁷⁷に面して、その「故を求め候」際に、一番考えられるのが、「遊民多くして、徒に其財用を耗糜し候に御座候」⁷⁸と指摘している。さらに、「御本邦にて只今遊民の第一と申は、仏氏の徒に御座候」⁷⁹と象山は考え、その解決方法として、「天下に、仏に依らず儒礼を以て葬祭仕候義を御免許被為在候と、度僧の法を厳にせられ候との義に御座候」⁸⁰と言ったように、彼は儒礼に頼ろうとするのである。

また、「孔孟之教を以て、忠孝仁義の道を御怠慢なく御訓導有之、喪服の御制度、御更張被為在候はば、天下人民、大凡其向ふ所を存知可申、其所に於て、儒葬の義、情願に任せ候様相成候はば、仏氏は多く入らぬものと可相成候⁸¹と、象山は「孔孟之教」や「忠孝仁義」のような「徳」教育を「天下人民」に浸透させ、儒式喪礼の実施⁸²を通して仏教徒を減らすことを期待しているのである。

ゆえに、象山の言っている「国力」は、一見軍事力と直接に関連し、経済力や科学技術力をも内包しているが、その後方に人心統合の問題、教育の問題をはじめ、儒学の「徳」を支点としていることは看過できないであろう。外患や「攘夷」という喫緊の課題に直面した際に、戦艦・大砲をいくら製造すれば良いか、そのための軍費をどのように賄えば良いかという話が前面に打ち出されるのは、当然のことである。しかし、前述した通り、象山は軍事に関する主張を表明する時でさえ、中国上古・三代の理想的法典に根拠を求めていることが多いのである。

象山のこのような思想の実像をさらに分析すれば、その理論を支えたのが、「皇国当今の御形勢は、全く漢土三代封建の制と同様⁸³という彼の分析であることがわかる。象山において、「当今」日本の形勢が全く中国三代封建の制度と同様であれば、三代の理想的政治作法に基づいて日本の制度を取り扱うのも「御国体の御当然⁸⁴」であり、疑問の余地がないことである。付け加えて、三代の理想的治世が儒学の「徳治主義」を政治理念としたものであることは、論を俟たない。

したがって、象山は隠居の意がある藩主真田幸教に対して、「御退隱の義暫く思召被為止、一日おのれに克ち礼に復れば、天下仁に帰するとも御座候へば、何とぞ御克己の御工夫を被為務、今暫く御政治向御励精被成下候様奉願候⁸⁵と、文久3年(1863)の上書の中で建言し、専ら「己に克ち礼に復」という儒学の工夫を重視し、「仁」「徳」の儒学的条目を強調している。象山において、このような「徳」の実現は、「御政治向」への「御励精」ができる前提となるのである。

5、おわりに

かつて象山は儒者の学問について、「儒者の学、経世済民を以て務となす。学経世済民に足らざらば、儒に非らざるなり。」⁸⁶と説いている。儒者の学問は、「経世済民」のためにあるものである。象山自身、本来、新しい学問(洋学)を受け入れる際も、治国の政策に関して意見を述べる際も、同じく儒学を基盤として立脚した上で行っている。象山において、学問も最終的には「治国平天下」

にまで還元されるのである。

儒学を背景とする世界観と、西洋の科学技術を背景とする世界観は根本的に異なるにもかかわらず、なぜ象山が西洋の科学技術を受容することができたのか、という問いに対して、象山の朱子学の学問方法である「格物窮理」、特に「理」の再解釈によると結論づけられている⁸⁷。このような洋学受容時における象山儒学の機能に対する指摘は、妥当だと思われる。しかし、これらの指摘は、「近代的」視点、すなわち象山思想における「近代的」要素を見出すという視点からの検討であることに、注意したい。

確かにこれら「近代的」視点によったからこそ、「近代的」な洋学も受容したという象山の学問構造が解明されたと言えよう。しかし同時に、このような「近代的」視点により、象山の儒学にある「近代化に役立たない」部分、いわゆる「非近代的」な要素が遮断され、注目を浴びなくなったことも否定できない。前述した「力」が前面に打ち出されることによって「徳」が後退するという捉え方はその一例である。また、象山のナショナリズム論が盛んに論じられ、そこから「近代的」政治意識が見出されることと、象山が「上下尊卑の等」を最後まで堅持することが、彼の思想の限界性としてしか捉えられていないことと好対照となっているのも、その一例である。要するに、「近代的」視点の下で、象山における学問と政治との一貫性が、分離されて捉えられているのである。

本稿は、「近代的」な視点に拘らず、象山の政治思想における「限界」であった儒学の一面に注目して検討した。外患という国家課題に直面した象山は、西洋と並べられるほどの軍事力を身に着けることを説きながらも、その具体的作法や根拠を中国上古・三代の理想的治世に求めている。「旁執西洋書。日々課数章⁸⁸の象山でありながらも、具体的に制度の変革や評価を論じる際、儒学典經に載っている賢王聖人の事例を論拠とするのである。

象山の政治思想において、儒学は教訓やモデルを提示するだけでなく、制度改革を批判する根拠も提供している。加えて、「徳治主義」を理想とした上古・三代の政治パターンが、「徳」を支点とする象山における政治思想の基調を規定していると言える。

近代国家形成のプロセスにおいて、儒学は欧米諸国と対峙しうる東アジア側の思想的要素として挙げられよう。近年盛んになりつつある「近世」論という研究動向の下で、東アジアの中で日本が儒学(朱子学)の「受容に最も抵抗した国として把握される」⁸⁹ものの、朱子学を信奉していた象山、そして儒教に依拠しながら内憂外患

の政治課題を解決するという彼の姿勢に注目することは、意義があることと言わざるを得ない。

※本稿で扱った佐久間象山の著作からの引用は、『象山全集』全五巻(信濃教育会編、信濃毎日新聞、1934)及び『日本思想大系55』(岩波書店、1973)に拠る。なお、便宜上引用の際に『象山全集』の場合は『全集』と略称し、全集の巻数、頁数といったかたちで出典を表記し、『日本思想大系55』の場合は『大系』と略称し、史料名、頁数を表記する。漢文の句点は原文ママ、それ以外の句読点は筆者に拠る。漢文の書き下しは筆者に拠る。

注

¹ 丸山真男「幕末における視座の変革—佐久間象山の場合」、『忠誠と反逆』所収、筑摩書房、1992。

² 植手通有「東洋道德・西洋芸術論の展開—佐久間象山」、『日本近代思想の形成』所収、岩波書店、1974。

³ 本郷隆盛「佐久間象山、西洋受容の論理とパターン」、『近代日本の思想1 佐久間象山/福沢諭吉/植木枝盛』所収、有斐閣新書、1979。

⁴ 前田勉「佐久間象山におけるナショナルリズムの論理」、『江戸後期の思想空間』所収、ペリかん社、2009。

⁵ 本山幸彦「東洋道德・西洋芸術の理想を求めて—佐久間象山」、『近世儒者の思想挑戦』所収、思文閣、2006。

⁶ 小池喜明氏も「理」の変容という視点から、この点に注目している。小池喜明「幕末における『理』の変容—佐久間象山の場合」、『攘夷と伝統—その思想史的考察』所収、ペリかん社、1985。

⁷ その背景としては、「文久2年(1862)11月に勅使三条実美は江戸へ下り攘夷督促の勅書を達した。この勅書、とくに三条が口頭で將軍へ伝えた言葉のなかに、攘夷の策略ならびに期限を、列藩の衆議を尽くして決定した上で奏聞せよ、とあった。幕府は12月13日に諸侯・有司を登城させ、勅書を示すと同時に、それにかんする意見書を提出するよう令し」、なお、「象山の意見がそのまま藩の意見に採用されて、幕府へ提出されたといわれる」となる。([攘夷の策略に関する藩主宛答申書]、文久2年、『大系』、p321、註から引用)。

⁸ 「攘夷の策略に関する藩主宛答申書」、『大系』、p324。

⁹ 丸山氏前掲書、p148。

¹⁰ 植手氏前掲書、p39。

¹¹ 本郷氏前掲論文、p58。

¹² 前田氏前掲書、p333。

¹³ 本山氏前掲書、p233。

¹⁴ 小池氏前掲書、p81。

¹⁵ 「海防に関する藩主宛上書」、天保13年11月、『大系』、p262。

¹⁶ 「海防に関する藩主宛上書」、『大系』、p263。

¹⁷ 同前。

¹⁸ その内容は「其一、諸国海岸要害之所、嚴重に砲台を築き、平常大砲を備へ置き、緩急の事に応じ候様仕度候事。其二、阿蘭陀交易に銅を被差遣候事、暫御停止に相成、右之銅を以、西洋製に倣ひ数百千門大砲を鑄立、諸方に御分配有之度候事。其三、西洋之製に倣ひ堅固の大船を作り、江戸御廻米に難破船無之様仕度候事。其四、海運御取締りの義、御人選を以て被□仰付、異国人と通商は勿論、海上万端之奸滑、嚴敷御糾有御座候事。其五、洋製に倣ひ戦艦を造り、専ら水軍の駆引を習はせ申

度事。其六、辺鄙の浦々里々に至り候迄、学校を興し教化を盛に仕、愚夫愚婦迄も、忠孝節義を弁へ候様仕度候事。其七、御賞罰明に御威恩益々顕れ民心逾固結仕候様仕度候事。其八、貢士之法起し申度候事。」「海防に関する藩主宛上書」、『大系』、pp269~270)となる。

¹⁹ 象山の軍事主張、攘夷思想及びその変化の軌跡を知るには、信夫清三郎『象山と松陰：開国と攘夷の論理』(河出書房新社、1975)が有益である。

²⁰ 勿論、「海防八策」の中で、「愚夫愚婦迄も、忠孝節義を弁へ候様仕度候事」(前掲「海防八策」其六)と示されたように、象山は海防問題を中心に論じる際も、教育や体制の問題に言及することが多く、儒学を同時に取り上げている。ただし、本稿で検討対象となるのは、このような軍事思想と並行して触れた儒学提起ではなく、象山が軍事思想を表明する際にその論述の根拠とした儒学のことである。

²¹ その背景には、前年の嘉永2年、象山はオランダ辞書ハルマの版行を幕府天文方に頼んだが、嘉永3年4月に不可の通知をもらう。ショックを受けた象山は江戸を去り、八王子、荒崎、城島、剣崎、大浦、千代崎、観音崎、猿島等諸家の砲台を視察した。しかし、どちらも役に立たないと象山は結論を下し、「慨し」て幕府に上書しようとしたが、藩主幸貫に幕府の忌諱に触れる恐れがあることにより止められたという事情がある。(「象山年譜」、『全集』巻1、pp40~43参照)。

²² 「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書(草稿)」、嘉永3年4月、『全集』巻2上書、p79。

²³ 同前。

²⁴ 「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書(草稿)」、『全集』巻2上書、pp83~84。

²⁵ 「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書(草稿)」、『全集』巻2上書、p91。

²⁶ 原文「兼て竊に籌策を設け候には、此御国内にも、彼邦にて用ひ候如き堅固の舶御制しに相成、其舶を運用仕候術も、夫にて水軍の掛引仕候事も、火砲を備へ戦闘に用ひ候事も、残らず彼邦の術を尽し、其上にて尚近来イギリスの其近海に用ひ候如き堅固にして、鉄砲の破り候事能はざる鉄艦を作り、自然夷舶御府内廻船を妨げ候様の義御座候、其鉄艦を以て押寄せ(後略)」(「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書(草稿)」、『全集』巻2上書、p90)。

²⁷ 原文「当今の御時節、天下を泰山の安きに被為置候半とには、乍恐此策の外有御座まじく奉存候」(「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書(草稿)」、『全集』巻2上書、p90)。

²⁸ そもそもこの「下たる者に天也等の詞を出」されると

いう一文が、象山の君臣観、特に彼が孟子の放伐論にも同意するという事に繋がっている。それについては、また別稿を設けて論じたい。

²⁹ 「感応公に上りて和蘭語彙出版資金貸與を乞ふ」、嘉永2年5月、『全集』巻2上書、pp68~69。

³⁰ 「和蘭語彙出版に関する阿部正弘宛上書」、嘉永3年3月、『大系』、pp290~291。

³¹ 象山はイギリスの通商要求を受け入れれば、「天下之剛毅強勇の気も折け、□神国尚武之御威稜も衰弱仕、始終外夷の軽侮を来し候て、其弊挙ていふべからざるに至り可申と奉存候」(「海防に関する藩主宛上書」、『大系』、p265)と述べている。

³² 「依田源之丞の名を以て象山が幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ書」、安政5年正月、『全集』巻2上書、p131。

³³ 同前。

³⁴ 「依田源之丞の名を以て象山が幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ書」、『全集』巻2上書、pp129~130。

³⁵ 『周礼』:「中国の書。『周官』ともいう。六篇。天地春夏秋冬に則って官制を立て、その職掌を述べたもので、官はすべてで三百六十官。天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官の六官からなるので、この書をまた『六典』ともいう。周王朝創立の功労者周公旦の行政典範であるという評価がある一方で、戦国乱世の陰謀家の作とする意見もある」(『国史大辞典』「周礼」項参照、執筆者町田三郎氏)。

³⁶ 「依田源之丞の名を以て象山が幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ書」、『全集』巻2上書、p130。

³⁷ 「春秋辞命準繩序」、安政4年12月、『全集』巻1文稿序類、p18。

³⁸ 「時政に関する幕府宛上書稿」、文久2年9月、『大系』、p313。なお、同じ内容を象山は既に前掲安政4年12月の「春秋辞命準繩序」の中でも述べている。原文「春秋之世。鄭以小国撰晋楚之間。不虞荐至。殆無虚歳。逮至子産為政。知非辞命無以為功也。於是用裨諶・游吉・公孫揮之属。而草創而討論而修飾。亦從而潤色之。以應對於諸侯賓客。是以鮮有敗事。歴定・獻・襄三公。凡五十年。得免兵禍。社稷人民頼之。辞命之有益国家如此也矣。」(「春秋辞命準繩序」、『全集』巻1文稿序類、p18)。

³⁹ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p313。

⁴⁰ 同前。

⁴¹ 『春秋』:「孔子が魯国の歴史記録について筆削を加えて著わしたといわれる書。中国五経の一つ。魯隠公元年(前722)からの二百数十年間に各国に起った天災・時変・征伐・会盟および国君・卿大夫の死生など種々の事跡についていちいち独特の論法で記録しかつ品評するのが内容である」(『国史大辞典』「春秋」項参照、執筆者町田三

郎氏)。

⁴² 「天下多事。或問予經世之務。予曰。夫唯春秋乎。」(「春秋辞命準繩序」、『全集』卷1文稿序類、p18)となる。

⁴³ 漢文原文「謹名分。辨内外。録功罪。明天理。正人心。以為百王經世之大典。」(「春秋辞命準繩序」、『全集』卷1文稿序類、p18)。

⁴⁴ 「米使応接の折衝案を陳べ幕府に上らんとせし稿」、安政5年4月、『全集』卷2上書、p139。

⁴⁵ 同前。

⁴⁶ 「其次第に依り候へば、大使を發し、彼の国都に至らしめ、其政府の官吏と及対談、右欺罔恐嚇に紛れ無之廉を詰難し」(「米使応接の折衝案を陳べ幕府に上らんとせし稿」、『全集』卷2上書、p139)。

⁴⁷ 「日米修好通商条約」締結の始末については、『日本歴史大系12 開国と幕末政治』(山川出版社、1996)を参照した。

⁴⁸ 「米使応接の折衝案を陳べ幕府に上らんとせし稿」、『全集』卷2上書、p140。

⁴⁹ 同前。

⁵⁰ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p310。

⁵¹ 「幕府への上書草稿を文聡公の内覧に供せんとする時添へて上る」、『全集』卷2上書、p198。

⁵² 同前。

⁵³ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p310。

⁵⁴ 同前。

⁵⁵ 象山が提起した教育内容は、具体的には、「当今文教を振ひ候と申には、駈と御学政を被為立、御家老は勿論、大小之御役人、御家中子弟の面立者は、皆文辞章句の末のみに趨らず、周公孔子の仁義道德の教を体として、西洋の天文地理、万物の窮理を兼ね、当世の時務に通じ候所を用とし候義を辨へ候様不相成候ては、御文教の振ひ候とは難申候。又御武備とて、子弟之少々劍槍を使ひ候位申すに足らず(中略)大小火器の打方、用ひ方等巨細に相心得、其製作の致し方より其吟味の法迄悉く辨へ罷在、御番士御徒士末々の子弟迄劍槍術に兼て、西洋砲術を練磨し、馬に乗り候者は馬をもよく狎し、馬上銃の演習も不断怠らず、騎兵訓練も調ひ候と申に無御座候ては、当節御武備御整ひとは難申上奉存候」(「幕府への上書草稿を文聡公の内覧に供せんとする時添へて上る」、『全集』卷2上書、pp198~199)といったようなものである。

⁵⁶ 「学政意見書竝に藩老に呈する附書」、天保8年5月、『全集』卷2上書、p5。

⁵⁷ 象山はこの「学政意見書竝に藩老に呈する附書」の中で、主に「三代学校之真意を御汲取」った上で「学校御建立」のごと、「聖賢之正学」に立脚した上で教育制度を設

けることを建言しているのである。

⁵⁸ 「幕府への上書草稿を文聡公の内覧に供せんとする時添へて上る」、『全集』卷2上書、p210。

⁵⁹ 同前。

⁶⁰ 「幕府への上書草稿を文聡公の内覧に供せんとする時添へて上る」、『全集』卷2上書、p197。

⁶¹ 「幕府への上書草稿を文聡公の内覧に供せんとする時添へて上る」、『全集』卷2上書、pp197~198。

⁶² 「海防に関する藩主宛上書」、『大系』、p270。

⁶³ 例えば、会沢正志斎は早く文政8年『新論』の中で、「邦国に賦して、巨艦を興造せしむべし」(「新論」、『日本思想大系53 水戸学』、岩波書店、1973、p121)と、戦艦建造の必要性を語っている。思想家以外も、開明の大名や幕府の中枢もこの見識を持っている。例えば、水戸藩9代藩主徳川斉昭「迎も此方にて船を出し追かき候事不相成候故、いよいよ異人共に侮られ申候されば、堅固の大船作り候義を御免被遊候へば、海防の為にも宜くいかなり歟」(『水戸藩史料』、別記卷16、p228)。老中阿部正弘「正弘ハ頃來国防ノ忽ニスベカラザルヲ察シ、心中旧法ノ固守スベカラザルヲ悟リテヨリ、夙ニ弘化三年ヲ以テ軍艦製造ノ急要ヲ唱ヘタレドモ事未ダ行ハレズ、米艦渡來ニ及ビテ始テ其機ヲ促シ、俄ニ砲台ヲ築キ、武器ヲ改メ、兵制ヲ新ニシ、歐人ニ就キテ海陸軍ヲ伝習ス、就中嘉永六年九月十五日ヲ以テ大船製造ノ禁令ヲ解キタルハ慶長十四年八月以來ノ禁令ヲ改メタルモノニシテ、国史上特筆大書スベキノ一要事ナリ」(『続日本史籍協会叢書 阿部正弘事蹟一』、日本史籍協会編、pp367~368)。

⁶⁴ 「職方郡方職掌に関する意見書」、『全集』卷2上書、p18。

⁶⁵ 同前。

⁶⁶ 「職方郡方職掌に関する意見書」、『全集』卷2上書、p19。

⁶⁷ 「職方郡方職掌に関する意見書」、『全集』卷2上書、p18。

⁶⁸ 「職方郡方職掌に関する意見書」、『全集』卷2上書、p19。

⁶⁹ 同前。

⁷⁰ 同前。

⁷¹ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p305。

⁷² 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p308。

⁷³ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p309。

⁷⁴ 「依田源之丞の名を以て象山が幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ書」、『全集』卷2上書、p133。

⁷⁵ 同前。

⁷⁶ 前田氏前掲書、p332。

⁷⁷ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p316。

⁷⁸ 同前。

⁷⁹ 同前。

⁸⁰ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p317。

⁸¹ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p318。

⁸² 象山は文久元年母荒井氏の逝去をきっかけに、朱熹の『家礼』『喪礼』を参考に「喪礼私説」を著している。それについては、稿を改めて論じたい。

⁸³ 「時政に関する幕府宛上書稿」、『大系』、p308。

⁸⁴ 同前。

⁸⁵ 「文聡公に上りて自ら薦むる書」、文久3年正月、『象山全集』巻2上書、p224。

⁸⁶ 漢文原文「儒者之学。以経世済民為務。学不足以経世済民。非儒也。」(「送禮宇林先生序」、『全集』巻1文稿序類、p24)。

⁸⁷ 前掲丸山氏、植手氏、小池氏以外、源了圓氏の研究が挙げられる。源了圓「佐久間象山における儒学と洋学」、『日本の科学と文明』、伊東俊太郎編、同成社、2000。

⁸⁸ 「山寺源大夫に贈る」、『全集』巻3、p260。

⁸⁹ 三谷博『明治維新を考える』、有志舎、2006、p228。

Confucian Logic in Sakuma Shōzan's Political Ideas

Shuting Han

This paper examines the role Confucianism played in Sakuma Shōzan's political thought. Sakuma Shōzan was a philosopher in the late Edo period. Previous research has mainly focused on the so-called "modern" political awareness that manifested in Shōzan's ideas. Furthermore, scholars generally hold that Confucian conceptions like "morality" were less prominent in his thinking due to an insistence on the significance of national strength. Through an examination of Sakuma Shōzan's assertions on military, politics, and political reform, this paper sheds light on aspects of Confucian studies that have been marginalized in previous literature.

Faced with external threats that plagued Japan, Shōzan advocated for urgent strengthening in order to acquire the same military capabilities as countries in the West. However, he developed the specifics for this plan by drawing on philosophical thought from ancient Chinese eras, such as Yao, Shun, and Yu, as well as the three dynasties of Hsia, Yin, and Zhou. Even when elaborating on his proposals to reform the political system, he drew on figures that appeared in Confucian texts. For Shōzan, Confucianism played a role not only in offering political lessons, models, and prototypes for reform, but also in providing a moral compass for the head of state to use as a guide. The political patterns that were idealized in the ancient Chinese concept of "rule by virtue" lay the foundations for Shōzan's morality driven political ideas.